

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5355953号
(P5355953)

(45) 発行日 平成25年11月27日(2013.11.27)

(24) 登録日 平成25年9月6日(2013.9.6)

(51) Int.Cl. F 1
B 4 2 D 11/00 (2006.01) B 4 2 D 11/00 E

請求項の数 3 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2008-195443 (P2008-195443)	(73) 特許権者	000102980 リンテック株式会社 東京都板橋区本町2 3番2 3号
(22) 出願日	平成20年7月29日(2008.7.29)	(74) 代理人	110000305 特許業務法人青我
(65) 公開番号	特開2010-30174 (P2010-30174A)	(72) 発明者	森川 秀二 東京都板橋区本町2 3-2 3 リンテック 株式会社内
(43) 公開日	平成22年2月12日(2010.2.12)	審査官	小島 寛史
審査請求日	平成23年4月8日(2011.4.8)	(56) 参考文献	特開2004-291570 (JP, A)) 特開2001-187492 (JP, A))

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 接着シート及び配送伝票

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材シートと、複数の層からなる擬似接着剤層と、中間基材と、接着剤層とが順次積層された接着シートであって、

前記擬似接着剤層は、前記基材シートの一方の面に積層される一の層と、前記中間基材に積層される他の層とを含み、それら一の層と他の層との間に剥離界面を有し、

前記接着剤層は、部分的に非接着処理が行われて秘匿情報記載部とされ、当該秘匿情報記載部が前記非接着処理面側から前記剥離界面を超える深さのミシン目または切り込みを介して分離可能に設けられ、秘匿情報記載部は、その外周全域が非接着処理されていない接着剤層で囲われていることを特徴とする接着シート。

【請求項2】

前記秘匿情報記載部は印字可能に設けられていることを特徴とする請求項1記載の接着シート。

【請求項3】

表面に配送に必要な情報が印字可能である基材シートと、複数の層からなる、擬似接着剤層と、中間基材と、接着剤層とが順次積層された配送伝票であって、

前記擬似接着剤層は、前記基材シートの裏面に積層される一の層と、前記中間基材に積層される他の層とを含み、それら一の層と他の層との間に剥離界面を有し、

前記接着剤層は、部分的に非接着処理が行われて秘匿情報記載部とされ、当該秘匿情報記載部が前記非接着処理面側から前記剥離界面を超える深さのミシン目または切り込みを

10

20

介して分離可能に設けられ、秘匿情報記載部は、その外周全域が非接着処理されていない接着剤層で囲われていることを特徴とする配送伝票。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、秘匿情報を隠蔽することに適した接着シート及びこの接着シートを用いた配送伝票に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、配送伝票として、基材シートの裏面に、粘着剤保護層（擬似接着剤層）と、粘着剤層と、剥離基材とが順次積層された接着シートから構成されたものが例えば特許文献1で知られている。当該配送伝票は、基材シートの表面に、配送に必要な所定の配送情報を印字した後、剥離基材を剥離して表出した粘着剤層を介して配送する配送物（被貼付物）に貼付される。そして、配送物が受取人に配送されると、受取人が基材シートの表面に設けられている受領印欄に受領印を捺し、配達人が擬似接着剤で基材シートを剥がして持ち帰るようになっている。

【0003】

また、上記特許文献1記載のものでは、粘着剤層の下に、基材シートの剥離後に目視可能な伝達情報を表示する伝達情報表示層が設けられ、当該伝達情報表示層に企業公告等の情報を印字しておき、基材シートを剥がすことでこの情報を視認できるようにしている。

【0004】

然し、上記特許文献1記載のものでは、配達人が基材シートを剥がしたときに、この配達人に伝達情報が視認されてしまうため、秘匿情報を記載した配送伝票として使用することはできない。また、伝達情報表示層が粘着剤層で配送物に接着されているため、当該伝達情報表示層は、配送物から分離できず、配送物を破棄するときに一緒に破棄されてしまったり、無理矢理配送物から粘着剤層界面で剥がしたとしても、粘着剤が他の物に接着してしまうため、保管するには取り扱いが困難である。

【特許文献1】特開2000-153846号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、以上の点に鑑み、秘匿情報を確実に隠蔽すると共に、被貼付物に対する接着性を失うことなく秘匿情報が記載された部分を簡単に剥離可能とした接着シートを提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記課題を解決するために、本発明の接着シートは、基材シートと、複数の層からなる擬似接着剤層と、中間基材と、接着剤層とが順次積層された接着シートであって、前記擬似接着剤層は、前記基材シートの一方の面に積層される一の層と、前記中間基材に積層される他の層とを含み、それら一の層と他の層との間に剥離界面を有し、前記接着剤層は、部分的に非接着処理が行われて秘匿情報記載部とされ、当該秘匿情報記載部が前記非接着処理面側から前記剥離界面を超える深さのミシン目または切り込みを介して分離可能に設けられ、秘匿情報記載部は、その外周全域が非接着処理されていない接着剤層で囲われていることを特徴とする。尚、本発明においては、印字は印刷を含む。

【0007】

本発明の接着シートにおいては、前記秘匿情報記載部は印字可能に設けられている構成を採用してもよい。

【0008】

また、本発明の配送伝票は、表面に配送に必要な情報が印字可能である基材シートと、複数の層からなる、擬似接着剤層と、中間基材と、接着剤層とが順次積層された配送伝票

10

20

30

40

50

であって、前記擬似接着剤層は、前記基材シートの裏面に積層される一の層と、前記中間基材に積層される他の層とを含み、それら一の層と他の層との間に剥離界面を有し、前記接着剤層は、部分的に非接着処理が行われて秘匿情報記載部とされ、当該秘匿情報記載部が前記非接着処理面側から前記剥離界面を超える深さのミシン目または切り込みを介して分離可能に設けられ、秘匿情報記載部は、その外周全域が非接着処理されていない接着剤層で囲われていることを特徴とする。

【発明の効果】

【0009】

本発明の接着シートによれば、接着剤層に設けられた秘匿情報記載部が非接着処理されて、ミシン目や切り込みによって分離可能としたため、基材シートが剥離されても、秘匿情報記載部に記載された情報が視認されることはない。

10

【0010】

また、本発明の配送伝票によれば、接着剤層に設けられた秘匿情報記載部が非接着処理されて、ミシン目や切り込みによって分離可能としたため、配達人等によって基材シートが剥離されても、秘匿情報記載部に記載された情報が配達人に視認されることはなく、秘匿性が確保できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

以下、図面を参照して本発明の第1の実施形態の配送伝票について説明する。配送伝票DS1は、基材シート1と、擬似接着剤層2と、中間基材3と、接着剤層4とが順次積層された接着シートで構成されている（図1参照）。尚、本実施の形態においては、図1を基準として上側を表とし、下側を裏と表現する。

20

【0012】

配送伝票DS1は、その未使用状態で、接着剤層4の裏面に図示省略した剥離紙が積層され、使用時に当該剥離紙が剥離されて、接着剤層4を介して配送物Wに貼付される。

【0013】

基材シート1としては、クラフト紙、上質紙、グラシン紙、パーチメント紙、レーヨン紙、コート紙、合成紙、樹脂フィルムによりラミネートされた紙等のシートを例示することができ、また、セロファン、延伸ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレート、延伸ポリスチレン、ポリ塩化ビニル等の樹脂フィルムを用いることもできる。

30

【0014】

基材シート1の表面には、受取人住所氏名、差出人住所氏名等の配送に必要な情報や、受領印欄等の配送情報5が印字可能とされている。これにより、配達人は、配送物Wに貼付された情報を基に配送を行うと、受取人に受領印を捺印してもらって基材シート1を剥がして持ち帰るようになっている。尚、印字とは、印刷を含む概念とする。

【0015】

擬似接着剤層2は、基材シート1の裏面に積層した第1の擬似接着剤層2aと中間基材3の表面に積層した第2の擬似接着剤層2bとから構成され、第1と第2の両擬似接着剤層2a、2bの接触面が剥離界面2cとなっている。第1、第2の各擬似接着剤層2a、2bとしては、ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、アクリル樹脂、天然ゴム系樹脂、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体、エチレン-酢酸ビニル共重合体、紫外線硬化ニス、ポリエチレンテレフタレート樹脂等を例示することができ、それらを任意に組合せて擬似接着剤層とすることができる。

40

【0016】

中間基材3としては、基材シート1と同様の材質のものを用いることができるため、説明は省略する。

【0017】

接着剤層4は、アクリル系接着剤、天然ゴム系接着剤、合成ゴム系接着剤、シリコーン系接着剤等の公知の接着剤が挙げられ、感圧接着性の接着剤から形成されることが好ましい。

50

【 0 0 1 8 】

接着剤層 4 は、部分的に非接着処理が行われて秘匿情報記載部 6 とされる。本実施の形態の場合、非接着処理は、接着剤層 4 の裏面に基材シート 1 と同様の材質からなるシート 6 a を貼付することで形成される。ここで、配送伝票 D S 1 の配送物 W に対する接着性を良好にするには、接着剤層 4 の周辺部全域が配送物に接着されるようにすることが好ましい。このため、秘匿情報記載部 6 の外周全域は、接着剤層 4 で囲われている。

【 0 0 1 9 】

また、秘匿情報記載部 6 は、シート 6 a 側から剥離界面 2 c を超える深さのエンドレスのミシン目 7 が形成されている。これにより、秘匿情報記載部 6 は、シート 6 a、中間基材 3、第 2 の擬似接着剤層 2 b と共に分離可能になっており、納品書 S P として扱うことができる。

10

【 0 0 2 0 】

納品書 S P の裏面、つまり、中間基材 3 の表面には、定型句的な保証書、クーリングオフの説明文、宣伝、広告、キャンペーン情報、お知らせ等の公開可能な情報 8 が記載可能となっており、その裏面には、個別情報としての配送物品名、請求や領収に係る金額等の秘匿情報 9 が印字できるようになっている。

【 0 0 2 1 】

上記構成の配送伝票 D S 1 の使用方法としては、先ず、中間基材 3 の表面に公開可能な情報 8 が印字され、図示しない剥離紙が仮着された配送伝票 D S 1 を用意する。そして、基材シート 1 の表面に、上述の配送情報 5 を印字すると共に、当該剥離紙を剥離して秘匿情報 9 が印字される。尚、これらの印字は、手書きやプリンタ等によって行なわれる。プリンタとしては、レーザプリンタ、ドットインパクトプリンタ、インクジェットプリンタ、サーマルプリンタ等、公知のプリンタを使用することができる。

20

【 0 0 2 2 】

次いで、配送伝票 D S 1 を配送物 W に貼付した後、配達人によって配送伝票 D S 1 に記載の配送情報 5 を基に配送が行われ、配送物 W が受取人に手渡される。そして、配達人は、受取人に受領印を捺印してもらい、基材シート 1 を剥離界面 2 c で剥がして持ち帰る。このとき、たとえ配達人が基材シート 1 を剥がしても、秘匿情報記載部 6 に記載された秘匿情報 9 は視認されることはない。

【 0 0 2 3 】

その後、受取人は、配送物 W に残った配送伝票 D S 1 のうち、ミシン目 7 で囲われた納品書 S P をミシン目 7 に沿って分離する。これにより、当該秘匿情報 9 は誰にも見られることなく受取人のみが確認することができる。このとき、納品書 S P の接着剤層 4 には、非接着処理が施されているため、当該納品書 S P の保管に不都合はない。

30

【 0 0 2 4 】

上記構成の配送伝票 D S 1 によれば、基材シート 1 が剥離されても、秘匿情報記載部 6 に記載された秘匿情報 9 は、誰にも視認されることなく受取人だけが視認することができる。また、秘匿情報記載部 6 は、ミシン目 7 に囲われているため、受取人は簡単にこのミシン目 7 に沿って分離することができ、その分離した部分を納品書 S P として保管できる。しかも、秘匿情報記載部 6 は、非接着処理が施されているため、従来例のように接着剤が他のものに接着して取り扱いに苦労することはない。

40

【 0 0 2 5 】

次に、図 3 及び図 4 を参照して本発明の第 2 の実施形態の配送伝票 D S 2 について説明する。なお、図 3 及び図 4 中、第 1 実施の形態と共通する部材、部位には同一の符号を付している。

【 0 0 2 6 】

第 2 の実施の形態の配送伝票 D S 2 は、図 3 に示されるように、上記第 1 実施の形態とは異なり、接着剤層 4 が積層されるべき層域に部分的に接着剤層 4 を設けないことにより非接着処理とし、この非接着処理面から剥離界面 2 c を超える深さの切り込み 1 0 が形成

50

される。この場合、第 1 の実施の形態とは反対に、中間基材 3 の表面に秘匿情報 9 が印字可能とされると共に、中間基材 3 の裏面に公開情報 8 が印字可能に構成されている。

【 0 0 2 7 】

そして、図 4 に示されるように、剥離界面 2 c で基材シート 1 を剥離すると、切り込み 1 0 で囲われた秘匿情報記載部 6 は、基材シート 1 と一緒に分離され、その後、基材シート 1 から剥離界面 2 c を境に剥離されて納品書 S P となる。このような配送伝票 D S 2 の場合、切り込み 1 1 を設けて配達人が剥がして持ち帰る基材シート 1 側の秘匿情報記載部 6 には、秘匿情報が記載されないようにしておけばよい。よって、このような配送伝票 D S 2 によっても、上述の配送伝票 D S 1 と同様の効果を得ることができる。

【 0 0 2 8 】

尚、前記実施の形態では、擬似接着剤層 2 を 2 層として、図示、説明したが、3 層以上であってもよく、基材シート 1 に積層される擬似接着剤層と中間基材 3 に積層される擬似接着剤層との剥離界面 2 c を有していればよい。

【 0 0 2 9 】

また、非接着処理は、前記実施の形態以外に、接着剤層 4 に紫外線等のエネルギー線を照射して、接着剤層 4 の接着力を弱めたり、接着力を有さない樹脂等を積層したりして形成するようにしてもよい。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 0 】

【 図 1 】 本発明の第 1 の実施形態の配送伝票の断面図。

【 図 2 】 第 1 の実施形態の配送伝票の斜視図。

【 図 3 】 本発明の第 2 の実施形態の配送伝票の断面図。

【 図 4 】 第 2 の実施形態の配送伝票の斜視図。

【 符号の説明 】

【 0 0 3 1 】

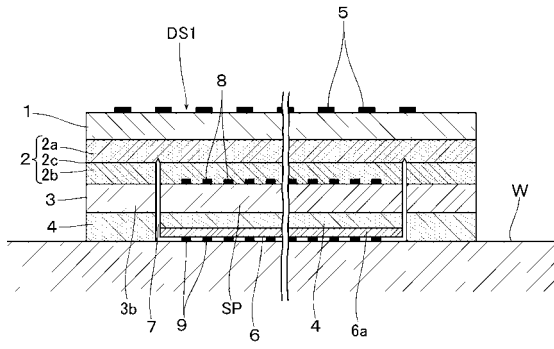
- 1 基材シート
- 2 擬似接着剤層
- 2 c 剥離界面
- 3 中間基材
- 4 接着剤層
- 6 秘匿情報記載部
- 6 a シート（非接着処理）
- 7 ミシン目
- 1 0 切り込み
- D S 1、D S 2 配送伝票（接着シート）

10

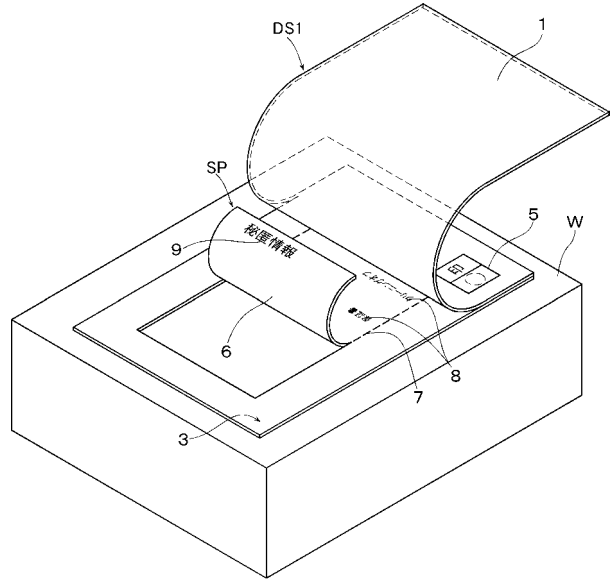
20

30

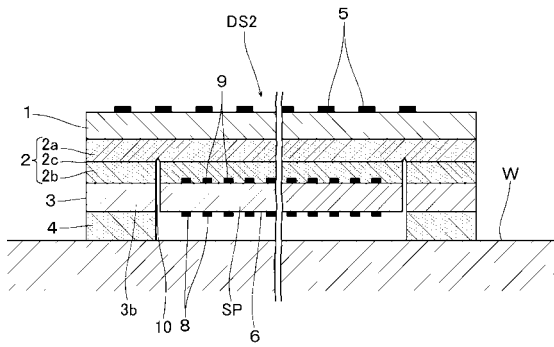
【図1】



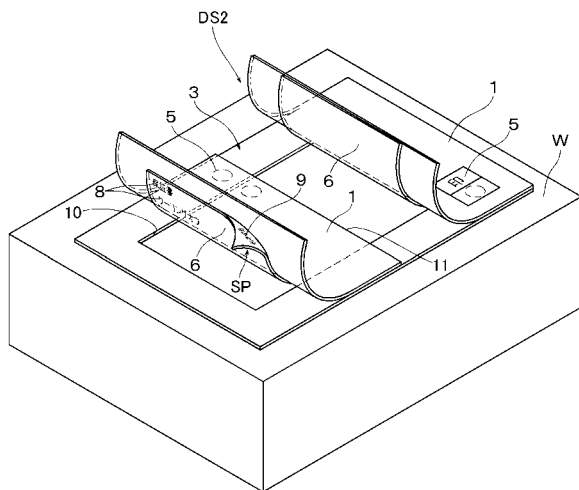
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

B 4 2 D 1 1 / 0 0